

令和7年度市立札幌大通高等学校食堂調理等業務

提案説明書

令和7年1月

札幌市教育委員会

生涯学習部学校給食課

1 業務の名称

令和7年度市立札幌大通高等学校食堂調理等業務

2 業務概要

(1) 目的及び業務内容

別添1「仕様書」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある

(2) 予算上限額

20,211千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

なお、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 業務委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「給食業」の登録業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、法人格を有する者であること。

(4) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案を求める項目

別添1「仕様書」を参照のうえ、下記の項目について提案すること。

(1) 事業を行う人員体制について

・貴社が受託した際の業務実施体制について示すこと（管理組織図、従業員の構成・勤務体系、連絡体制等）。

(2) 食材の調達方法について

・円滑で安全な食事を安定供給するために、どのような食材調達システムを構築しているかについて示すこと。

・食の安全についての貴社の考えについて示すこと。

(3) 夜間定食のメニュー提案について

・材料費 350 円（税込）で提供する夜間定食の写真、献立、量・カロリー等をつけて 3 例以上示すこと。また、季節や学期の変わり目にメニューの変化を設ける等の提案も示すこと。

(4) 食事の提供について

・注文時から実際に料理を手渡すまでの時間短縮に向けた実現可能な方策・アイデアを示すこと。

(5) 衛生管理について

・従業員の健康管理方法及び食堂等の衛生管理体制、感染症対応体制を示すこと。

(6) 事故処理について

・食中毒等、事故が発生した場合における学生及び保護者への対応方法について、補償範囲と具体的な内容（保険加入等）を含めて示すこと。

(7) サービス向上に向けた方策について

・学生のニーズ把握等、サービス向上に向けた具体的な取り組み案を示すこと。特に、利用者数を増やすためにどのような工夫ができるか具体的な方法を示すこと。

・夜間定食以外の食事等の提供（貴社による独立採算）について、提供の意向があるか、提供の意向がある場合は、そのメニュー例や価格等、サービス内容全般を示すこと。

・学校側との協議相談体制についても示すこと。

(8) 集金方法について

・利用者からの集金方法を示すこと。

(9) その他（実績、経営状況等）

・貴社が過去 3 年間に於いて請負った教育施設における給食業務実績一覧表を示すこと（施設毎、一度に提供する食事数も記載）。

・貴社の経営状態を把握しておきたいことから、直近 3 年における各会計年度の決算関係書類を添付すること（決算報告書の写でも可）。

・本校における売店・自動販売機の設置・管理の意向があるか示すこと。

・本業務について、令和 8 年度以降も受託の意思があるか示すこと。

5 参加手続に関する事項

(1) プロポーザルの日程

ア 企画提案の公募開始	令和 7 年 1 月 17 日(金)
イ 質問書の提出期限	令和 7 年 1 月 24 日(金)
ウ 質問書に対する回答	令和 7 年 1 月 31 日(金)
エ 企画競争参加申出書及び企画提案書の提出期限	令和 7 年 2 月 10 日(月)
オ 一次審査（書類審査）	令和 7 年 2 月 17 日(月)
カ 最終審査（ヒアリング）	令和 7 年 2 月 27 日(木)

※ 上記イ及びエの提出期限は 17 時必着とする。

(2) 提案説明書等の入手先

本書を含め、提案に必要な書類は下記 HP アドレスに掲載しているので、必要に応

じてダウンロードすることにより入手すること。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/odori/odori.html>

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

下記アは1部、イ～カは各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

ア 企画競争参加申出書（様式1）

イ 企画提案者概要（様式2）

ウ 業務実施体制及び過去の業務実績（様式3）

エ 企画提案書（様式任意）

オ 業務スケジュール（様式任意）

カ 積算書（様式任意）

※ア～カの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※エは、片面印刷35枚を上限とする。

(3) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目S T V北2条ビル5階
札幌市教育委員会 生涯学習部 学校給食課 担当：井上

ウ 提出期限

令和7年2月10日（月）17時00分 必着

(4) その他

ア 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。

ウ 全ての提出された書類は返却しない。

エ 企画競争参加申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願（様式4）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、「質問書」（様式5）にて行うこと。

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年1月17日（金）から1月24日（金）17時00分まで

イ 提出方法

電子メール又はFAX

なお、電子メールでの送付の場合、件名は「令和7年度市立札幌大通高等学校食堂調理等業務企画提案に係る質問」とすること。「質問書」（様式5）以外での電話、来庁その他の手段による質問及び受付期間以外の質問については回答しない。

ウ 提出先

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校給食課 担当：井上

FAX：011-211-3833 E-mail：kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せた上で原則として札幌市公式ホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 審査

提出された企画提案は、札幌市職員からなる、令和7年度市立札幌大通高等学校食堂調理等業務企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、審査基準に示す項目による総合点数方式で審査する。審査の結果、評価点が高い順に契約候補者として選定する。

なお、評価の方法は、別添2「審査項目及び審査基準表」により総合的に評価する。

(1) 一次審査

ア 提出書類により書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、最大5者とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募者数が5者以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 企画提案者1者あたりの出席人数は、3名以内とする。

ウ ヒアリングは1者あたり約30分（説明20分、質問10分）を想定し、順次個別に行う。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日の説明資料の追加及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

オ 実施委員会の審査において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。

カ 評価点が高同点の企画提案者があるときは、別添2のうち「1(3)夜間定食のメニュー提案」の項目において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。この項目も同点であった場合には、くじ引きにより契約候補者を決定する。

キ 企画提案者が1者のみであった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合に限り、契約候補者として決定する。

ク ヒアリングの詳細については、別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対し、文書により通知する。

8 契約候補者との協議及び契約

- (1) 本業務の委託は、審査によって選定された1者との随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者には別途、見積書の提出を求める。
- (2) 選定された1者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。
- (4) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。
- (5) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

9 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知する。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

10 参加資格の喪失

本件企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

11 失格要件

次の各号に該当する場合には、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない場合
- (3) その他実施委員会において不相当と判断した場合

12 問い合わせ先

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校給食課 担当：井上

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

TEL：011-211-3833 FAX：011-211-3834 E-mail：kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp